



〒530-0043 大阪市北区天満1丁目6番8号 六甲天満ビル801
管理職ユニオン・関西 TEL(06)6881-0781 FAX(06)6881-0782

管理職ユニオン・関西第28回定期大会 11月23日(祝)14時～@エルおおさか

昨
年
の
大
会
の
様
子



第28回定期大会の開催を通知(予告)します。

一昨年の定期大会から専従2人体制で単年度赤字予算を組みましたが、残念ながら加入脱退で見ると組合員数は横

ばいです。今大会は継続した方針になりますが、専従費削減と組織拡大方針に重点を置くことを中心に議論を行いたいと思います。

さて、国際的にはロシアのウクライナ侵攻が長引く戦争となって収束が見えません。いずこも働くものが中心にはなっていないのです。日本では、岸田政権が南西諸島へのミサイル基地化・軍事費増、原発再稼働・東電福島原発汚染水放出などを強行しています。賃上げがありました、中小零細企業や非正規労働者の多くには反映されていません。円安が続き物価の値上がりが続いており、厳しい生活が強いられています。

ストライキで対抗すべき労働組合の力は弱体のままです。連合もあてになりませんが、そごう・西武労組の百貨店ストライキがありました。個人加盟ユニオンなどが非正規労働者の労働条件向上、格差縮小・最低賃金アップの宣伝活動が全国的に展開されていますが、格差は残念ながら広がっています。

組合員の皆さんが一人職場からの複数化に努力してもらうことも含めて、組織拡大のために皆さんの協力も訴えます。

次ページの要綱で第28回定期大会を開催しますので、出席準備をお願いします。

2023年10月7日
執行委員長 仲村 実

記

日時: 2023年11月23日(木/勤労感謝の日) 午後1時30分開場
午後2時開会～4時30分
大会終了後、事務所に懇親会予定 午後5時～7時終了
場所: エルおおさか(大阪市中央区北浜東3-14 TEL 06-6941-7191)
最寄駅 京阪電車・地下鉄谷町線「天満橋」下車、西へ徒歩約10分
大会議案の概要

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1、活動総括案、決算報告、会計監査報告 | 2、活動方針案、会計予算案 |
| 3、ストライキ権確立提案 | 4、役員候補者の紹介 |
| 5、上記3、4項の投票説明 | 6、大会宣言提案 など |



仲間の職場では…

◆株式会社ワールドリンク〈N・Kさん〉

以下は、本年9月1日(金)15時から大阪府労委で行なわれた証人尋問前後の状況&闘争報告です。

団交開催、証人尋問、その後自宅待機、そして・・・

組合員 N・K

本年9月23日、自宅に届いた1通の書留郵便。そこには「契約期間満了予告通知書」なる書類の他、「退職後の守秘義務に関する誓約書」等が同封されていました。つまり雇止めを言い渡されたのです。3月末日から4月上旬にかけて、乱発された「訓戒処分通知書」や「譴責処分通知書」の量から、退職を匂わすような動きは、ある程度は予想していました。そのため組合からは処分撤回を求めて会社に申入書の送付や街宣行動を頻繁に行い事態の收拾を図りましたが、それにもかかわらず会社は強行に退職を予告して来ました。

タイトルにもありますように雇止め通告前には自宅待機期間があり、そのあげくの予告だったのですが、その間に団交、労働委員会の証人尋問等の様々な動きがありました。

今回は6月20日開催の団交以降、雇止め予告までの要約を報告しようと思います。

団交の後、譴責処分通知書の内容について検討会を行い、その内容の相違を話し合った事は前々回の機関誌で記載しました。その後、団交申入をして、8月8日と9月15日に2回、前回の続きが行われました。それぞれの団交で主に協議されたのは私が商品の発注を違う仕入先に行ったために迷惑をかけたという理由で受け取った「譴責処分通知書」が処分に値するか否かと言う事です。会社側の言い分は、その商品をこれまで、相当な回数を発注しているのに何度も間違えた事により処分したのだと。一方、組合側は発注した事はあるが、それでも何回かで、ほとんど記憶が無いとの主張で意見が食い違っています。双方が共に関係資料を提出しましたが大きな進展は見られず、さらに詳細な資料があれば提出すると言う事になりました。その他の処分についても議論が進んで行くと思います。

労働委員会の証人尋問は9月1日の15時よりエル・おおさかにて行われました。証人は私のみで会社側からは証人を立てなかったため、主尋問・反対尋問共に45分ほどの時間で行われました。尋問項目は大きく分けて、①団交拒否、②支配介入③不利益取扱いの3点ですが、その中で不利益取扱いについてののみ内容を説明しようと思います。

昨年9月22日にサイレントスタンディングをした時、終了後に出社するとしばらくした後、別室に呼ばれ人数調整のための自宅待機、数日後の夕方にテレワーク（パソコンを持って帰ったが自宅での業務は行えない）を命じられ約1ヶ月近く続いたために普段の業務が止まり、その処理に大変な時間を要する事態になってしまったのです。仕事外しである事は明白なので、不当労働行為として救済申立を行いました。

尋問では、それぞれの項目について出来るだけ簡潔に答えるようにしました。反対尋問では答えに詰まる場面もありましたが仲村委員長のサポートもあり、どうにか答えられました。終了後、府労委の近くに会社があるので、その足で申入書を持参し場所を移動して近所のスーパー前で街宣行動をしました。

自宅待機に至るまでの経緯は次の通りです。8月23日に支援要請書を取引先数社にFAX送付しました。その翌日の24日に取引先の一社から私の上司に対し問い合わせが来たらしく、直後、上司が私に問い詰めるように聞いてきたのでFAXした事を伝えました。緊急会議が行われ1時間ほど経過した時に上司から、こちらから追って連絡するのでそれまで自宅待機してもらおうので帰宅するようにと言われ、帰宅しました。自宅待機は当初、8月末の予定が3度の延長で結局、9月22日まで続きました。その後、延長の連絡が無かったので、これで終わったかと思っていた所に冒頭の予告通知書送付です。休み明けの25日に出社しましたが、ほどなく別室に呼ばれ改めて契約満了である旨を告げられました。その後私物をまとめ、出社から1時間ほどで会社を出ました。

一連の要約を簡潔に記載しましたが、かなり縮めた部分もあり、分かりにくい点もあるとは思われますが、それにつきましては別途詳細に報告しようと思います。2ヶ月ほどの短期間で行動を過熱させて来ましたが、今回の雇止め通告を機に、さらに過熱して行く物と思われます。長期戦が予想されますが、これまで応援に来て頂いた組合員の方々の支援を力に闘う所存です。そして将来、皆様に良い報告が出来ればと思います。

以上



◆クスリのアオキ 〈A さん〉

クスリのアオキは従業員を大切にし、 Aさんの懲戒処分・雇止めを撤回しろ！



写真：2023年9月4日、クスリのアオキ本社前街宣活動（石川県白山市）

以下は当該A組合員のビラです。

さて、組合員のAです。皆さんの家の近くにも1軒2軒はあるかと思います。ドラッグストアです。ここ数十年コンビニ、スーパーマーケットにかわる役目として、便利な街の薬局であります。

私も志をもって資格取得し日々、薬のスキルを磨いています。しかし、急拡大をするのが為、従業員を大量採用しますが、各店舗も競争で売上げが思わしくなく、売上げが上がらない、なら人を減らせ、人を減らし3人でおこなっていた仕事を2人で、いや1人でと机上の計算をし、お客様、従業員無視の経営がされています。

従業員は計画的な生活設計をもっておられますが、売上げ、利益優先によって出勤日数が減らされ泉大津我孫子店では5月1名、6月4名、8月2名の従業員が退職に追い込まれました。泉大津我孫子店店長並びに地域統括スーパーバイザー（SV）は他人事のように今も悠々と勤務しており、万が一人員が減ってもまた、「募集すれば人はすぐ集まる」という人間の血がかよっていない輩であります。

そのような中で管理職ユニオン・関西は「業務改善に伴う人員増強、さらに今まで行ってきた残業も解決させる」また、一部クスリのアオキ社員によるAさんへのパワハラ問題「就業中ファイルを投げる」（この事を会社側は既に認めています）などの改善を求めました。

会社側は「過度な勤務形態や周知不足があった」と認め残業代も完済しました。また、MU関西はクスリのアオキ社員によるAさんへのパワハラもこれ以上追及しない事で3回目の団体交渉を終えようとしていた最後に、クスリのアオキN本部長が「Aさんのパワハラ問題を調査しております」と捨て台詞を述べ立ち去って行きました。

よくある事です。クスリのアオキは深追いしてきましたし、攻めたかったのでしょう。本来ならここで労使間とも終結しているのですが、会社側は意地があったのです。

そこから数日、いきなり事実無根の逆にA組合員にパワハラ（をしたとすること）に伴う懲戒処分、そして数日経って会社代表からの契約更新しない旨の通知です。事実上の雇止めです。

組合はその事を疑問に思い直ぐに団体交渉を行いました。しかし、会社側は「パワハラの訴えをした方の「安全配慮義務」がある。実際には一部、直接話を聞いていない」などの発言で、あきれられる団体交渉でありました。

A組合員が休んでいた日もパワハラの日に入っているのです。もう少しきちんと文面を作りなさいとあきれられる思いと、クスリのアオキ側の力量が明確になりました。

これから高齢化社会で、町のクスリ屋さんの薬剤師・登録販売者は重要な役目をおっています。しかし、大量採用で人を大切しない輩は盛者必衰をたどる事と思います。

これからドラッグストアへ志をもって入社する方、資格取得予定の方や既にドラッグストアで同じ事が起こっているという方は遠慮なくユニオンへ相談し、力を併せて解決していきましょう。

A&（エーアンド）のAは、クスリのアオキのA。寄り添い合うようなシルエットは、「クスリのアオキが皆さまの暮らしに寄り添い、そっと支えます」という意味が込められています。本当ですか？ これから事実が明らかになります。この後はまた、皆さんに報告致します。



◆リソー教育/スクールTomas

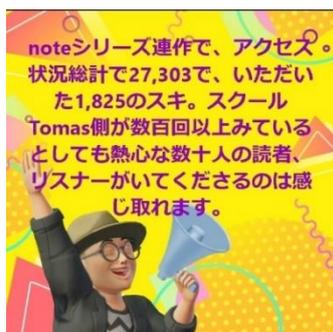
〈組合員 絵本原作者/塾講師/退職強要事件被害者 三浦十衛門こと T・M さん〉

以下はMさんの手記です。

鉄面皮なブラック教育産業

リソー教育グループ＝スクール Tomas の砕氷の動き

7月、8月高石市行動を中心として



6月の大阪地裁第2回口頭弁論期日以来、原告側に届く被告リソー教育顧問弁護士の準備書面の粗製乱造さには大山弁護士でなくても素人の私にもその荒さは分かるほど。言い換えればこの争議にはまったくやる気も主張らしきものも成り立ちえず、ただただ非力で弱いアルバイト講師が音をあげるだろうよ、というたかくくりだけを感じた初夏でした。大阪地検特捜部の「嫌疑不十分」の書面を鬼の首を取ったかのような口吻で被告準備書面にくりかえし記載

するという失笑ものの語りにも、大山弁護士から根拠の記載なし、失当と一言で雪隠詰めという無惨さ。そのまま沈黙する被告顧問弁護士でした。

所詮はリソー教育グループの抱え込んだ第三者委員会さまの下に潜り込もうというさもしい魂胆を見透かされるだけに終わったのではありませんか。

リソー教育第三者委員会

委員長：高野 利雄(弁護士 元名古屋高等検察庁検事長)

委員：神垣 清水(弁護士 前公正取引委員会委員)

委員：佐々木 善三(弁護士 前京都地方検察庁検事正)

委員：南 成人(公認会計士 仰星監査法人)

よくよくリソー教育グループは大物弁護士の金城湯池と化していることかとお察しおきいただけると存じます。地検特捜部の不起訴通知の貧困な内容と同様に、スクール Tomas 中村弁護士の準備書面にも根拠も証拠も示せず、独自見解と自己裁定だけで裁判を乗り切るおつもりだったのかと思ったほどでした。

今回、窪田裁判官に代わった新任の尾河吉久裁判官も被告スクール Tomas 側の無惨な書面の破綻と弁論の不当さにリモート裁判のモニターを止めて双方に裁判の結審に向けて心の準備を質問し始める始末でした。

本来ならば昨年秋の決裂団交などを選択する段階で翻意すべき程度の犯罪的嫌がらせ体質を夜郎自大に凝り固まったとどのつまりがこの事態なのではないでしょうか。

あれから一年。天満労働基準監督署の「法律がないから国民運動でも起こして議員立法で動ける労働基準監督署にしてくれ」などという泣き言を仕向けられ、ならばと実定法で向かったのが曾根崎警察署のS刑事。以後天満労働基準監督署の行政指導督促。5回も刑事訴訟法違反の返礼を繰り返す大阪地方検察庁特捜部の数々の横着な対応に、公益通報窓口へ最高検察庁監察指導部への直訴。公正取引委員会からも天下り先の企業に属する大先輩に付度され逃げられました。頑迷固陋な法務局人権相談窓口。証券取引等監視委員会には直接電話と続報を待つなどとお茶濁しを受けるあきれた利益相反体質。厚生労働省はただただ沈黙。文科省、消費者庁各公益通報者窓口は動かざること山のごとし。大阪府教育委員会、高石市教育委員会はお尻を向けてホッカムリ。清風南海・羽衣学園高両校の理事長の書面ほか丸々一年間しっかりとそのお歴々の性根は透かしてみてまいりました。

しかし打つ手なしの梯団三昧の手ずさびのように、あきれれるほど労働組合法7条の趣旨には一顧だにせず不当労働行為まるだしの組合活動攻撃を書面でくりかえす被告弁護士でした。

そんな初夏のある日。市街地を歩いている途上で近頃建設なったばかりの星野リゾートの巨大建造物の前で見かけた街宣車に眼がゆきました。以前のユニオンでの日鉄住金街宣のイメージでした。さっそくビラ配布しているおやじさんに声をかけて、「街宣車は毎日使われているものかねえ」と声をかけると、それほど頻繁に出動しているというわけでもなさそうな感触でした。さっそく委員長に打診したところ、二つ返事で一日借りられることとなりました。さあ、そろそろ御時間ですよという気分になりました。

街宣活動イメージがかたまれば、被告顧問弁護士の準備書面を反転攻勢を具体化するだけのことであります。まずは被告が、私の英語訳版『それゆけ猫じい』の絵本を贈呈したことがけしからんなどと記載されていたに等しい、大阪寺田町にほど近い桃谷のプール学院(英国教会系女学校)を始めとする大阪私立中



高連合会所属の有名高偏差値校への公開質問状の一斉配布。しかるのちに協力要請街宣というプランを決めました。

実際、リストを眺めていると私には返信が生じる心理的な背景が読めていたのです。

当初仲村委員長は、公開質問状にはほぼほぼ回答は期待薄だとの見通しがありました。回答がまったくなかったときは、それはそれで好都合。まっしぐらで回答要請に向かうことも視野にあります。

しかし、私の学校理事長、校長の心理を読み解きすれば一定の私立有名校はいやでも回答をせざるをえないというふうに寄せる技があります。これは私が過去に十年多々交渉経験してきた手法があるからです。

繰り返しになりますが、日本が国際発行国に参加している国際工業規格 ISO26000CSR「社会責任」は、ある種の説論と併用すれば相当組織、法人、企業側は揺るぐものなのです。私は過去に、関電やNTT西日本、アップル、Amazonと連戦連勝で使い込んだ実践値があります。今回も私の見通しどおりの学校法人がほぼほぼ反応しました。例外的な公開質問状への返信内容は立命館大学附属中高の校長ぐらいのものでした。あの「自由と清新」「平和と民主主義」を喧伝していた往時の立命館民主主義はいまや新自由主義の牙城となりかけているのだな、というのが今回の総括とあいなりました。

さて、仲村委員長と組合員らと出かけた9月5日の街宣車による高石市周遊街宣他は実に有効な実効性高いインパクトを硬直した被告企業リソー教育グループにもたらしたもようです。実際、9月5日の翌週にはついに被告企業側から大阪地方裁判所に向けて和解提案という動機を示すことに向かいました。砕氷船なみの一撃にはなったようです。その果実が、きたる10月5日に予定されることになった一年ぶりの団体交渉予定ということのようです。昨年夏の決裂団交の地、大阪駅前第4ビル会議室へのひさびさの再訪が待ち遠しいですね。この団交、冒頭から仲村委員長がマレーの虎なみのイエスカノーかを突きつけることになると思っております。これを被告側リソー教育グループが蹴るとなれば、ふたたび本格的な街宣規模拡大の準備が始まることになるでしょう。まずはリソー教育専務取締役、スクール Tomas 社長上田真也氏の団交着席、はしなくも多忙を理由に参加拒否の場合には最低でもリモート会議陪席を当日まで要求し続けるつもりです。

貳

9月28日大阪地裁法廷で大山弁護士と10時半の待ち合わせで、そのまま第3労働審判廷へ。リモート画面モニターのカメラが誤作動とか。致し方なく裁判官のラップトップ画面を私と大山先生に向けて貰い、読めない文字を裁判官に読み上げて貰うというような変則的な仕儀に。

9月22日に和解提案を大阪地裁に伝えていた被告リソー教育グループは、そのまま第5回期日においても往生際悪く謝罪もせず和解提案を原告が呑まぬことがさも迷惑かのような謂いで大阪地裁には10月5日の組合との団体交渉の推移を静観していただきたいなどという相変わらずの上から目線。もとより和解提案を連続してきた大阪地裁の裁判官からすれば渡りに舟。

このようなリソー教育グループのしでかした稚拙な労働事件の判決など書かされてたまったものではないとの思いもあってか、嬉々として次回期日を順延ぎみに11月22日木曜と設定するなどようやく和解の斡旋策が奏功したか、という弛緩したムードで進展したものです。

今回のリモート画面の向こうにはリソー教育人事部部長丸山光生、同部長長野克昭という構成と説明されましたがモニター画面に姿すらありません。萎縮しているのか、なにか咎め立てることでもなければ堂々と顔出しすればよいものをいつものように中村弁護士の白髪頭に隠

れているわけでもなくまったくモニター画面には写っていません。つまりは10月5日の団体交渉日まで顔見世なしということなのでしょう。

それにしてもとことん姑息、どこまでいっても社の非を示す晒すことは避けたいとも思っているのかもしれませんが。ユニオンの仲村委員長からすれば、5日は最初の必須要求を呑まないという態度に出るのならばそのまま決裂団交として、本格的に街宣活動規模を拡大するとまで言っている。そういう緊迫感がリソー教育にあるのであれば、第5回期日にそれらしき気配の予兆でもあらばこそ、私にはそのようなものはまったく感得できません。

そもそも第4回口頭弁論での中村民夫弁護士の拙劣きわまりない労働組合法7条抵触（不当労働行為）な準備書面のありかたは確実に7月27日以後のこの2ヶ月弱のあいだ高石市住民や清風南海、羽衣学園の校内における波風を鎮めることもまねきえずむしろ善意の第三者に近いような有名中高一貫校理事長、校長への動揺と不信、不興を生じたことは間違いないことかと思えます。これはほぼ予定どおりの推移でありました。

これらすべからくりソー教育顧問弁護士中村民夫氏の不明と、リソー教育人事部の低い人権意識のもたらしたものに相違なさそうです。リソー教育顧問弁護士なるものの品格の低さに驚かれた堺市労働相談員K氏の昨年の落胆はそのまま年を越し、一年も経過してなおこの体たらくという印象が残ります。

昨日9月27日に私に届いた10月5日の団体交渉出席者の知らせには、驚いたことに役員はおろか執行役員すらみえず、あれほど昨年の団体交渉を決裂させ裁判沙汰を招いた張本人でかためるというのですからあきれてものが言えないというのがユニオンの正直な反応かと思われました。

次回、和解提案の質実を吟味する5日の団体交渉に冒頭から要求を蹴るという事態ともなれば、当然ながら第6回口頭弁論の期日をまたず、高石市に、はたまた私立中高連合会加盟有名校には拡大規模の要請行動が始まることは必至かと思わずにいられませんでした。

傍聴マニアの諸兄、大嘘つきのスクール Tomas 森本恭平主任と田中一也課長の舌抜き証人尋問はまたしても順延となりそうです。しばしご猶予を。

株リンクアカデミー(ディーンモルガン株訴訟承継人)降格減給裁判 大阪地裁で勝利判決！

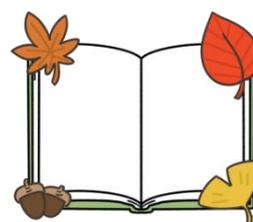
去る9月28日、アーノ・ミールツピエさんが降格・減給を認めず地位確認を求めた裁判の判決がありました。西日本地区のエリアマネージャーとしての地位は認められなかったものの、その当時の賃金は認められ、減額時点からの賃金差額47万3000円を支払えというものです。判決主文は以下の通りです。

- 1 原告が被告に対し、月額38万3000円の賃金請求権を有する雇用契約上の地位にあることを確認する。
- 2 被告は、原告に対し、47万3000円及びこれに対する令和3年3月1日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

- 3 原告のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを2分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

(報告 委員長 仲村)

新加入の仲間



M・H さん 日正運輸株式会社

本社は東京、大阪南港営業所に勤務しています。これまで大阪営業所長、東京本社、都城営業所長を歴任。大阪営業所に転勤後、仕事はずしなどを受け、本年5月から病気休職中。パワハラ問題と復職の件で9月26日(火)に新大阪の貸し会議室で団体交渉を行いました。①都城営業所での乗務運転手から樋口さんへのパワハラの訴え、その結論は第三者委員の弁護士からの「パワハラでない」との確認、②社長からの転勤理由発言がパワハラであることについて、会社として調査の上、組合に報告することを確認しました。併せて、復職についてこれまでの経験を生かした職場を用意する準備を申し入れました。団交では樋口さんから少々過激な発言が飛び出し、“うっぶん晴らし”が出来た団交になったと思います。

K・I さん 社会福祉法人阪南福祉事業会あゆみの丘

施設長として3年勤務していましたが、2023年1月16日に解雇されました。法人の「退職理由証明書」には42項目が羅列されていますが、デタラメな項目が多いとのこと。他のユニオンで3回の団体交渉を行い、「理由」の追及を行ったが解決せず、裁判をしたいので弁護士を紹介してほしという相談でユニオンに来ました。加入後、大川弁護士を紹介し、まずは解雇撤回申入の内容証明を代理人弁護士名で法人に送ってもらいました。併せて訴状作成の作業に入っています。

機関誌リニューアル、試行錯誤中

経費削減も兼ねて、機関誌のメール配信をしています。ご希望の方/団体は、mu-terao@mu-kansai.or.jp宛にご連絡ください。

☆管理職ユニオン・関西の Twitter Facebook Youtube の登録をよろしく!

組合員交流会 映画上映会

映画を観よう！



日時：10月27日(金) 午後7時から2時間程度

場所：管理職ユニオン・関西事務所

〈解説・あらすじ〉

この映画は、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）政府の協力のもとに撮影されたドキュメンタリー映画である。が、その協力とは名ばかりで、実際には北朝鮮側が用意したシナリオに沿って演技させられた“やらせ”を撮影させるものであった。監督のビタリー・マンスキーは、その“やらせ”の現場を隠し撮りし、北朝鮮の検閲をかいくぐって国外に持ち出すことができた。その結果、本作は北朝鮮が描く理想化されたイメージと、その裏にある庶民の日常とのギャップを浮き彫りにする衝撃的な作品となっている。

本作の特徴は、“やらせ”を暴くことに主眼を置くのではなく、“やらせ”の中にある真実を探ろうとする姿勢にある。北朝鮮の庶民たちは、政府から与えられた役割を演じようとしているが、その演技の中にも彼らの人間性や感情が垣間見える。

例えば、主人公のジンミはダンスの練習に励むが、その笑顔には疲れや不安が隠されており、学校で歌う指導者を讃える歌の声には無気力さや恐怖が感じられる。すべて台本通りの家族や友人との会話にも彼らの本音や願望が滲み出ている。

本作は、“やらせ”という嘘を通して、北朝鮮の庶民たちの真実を伝えようとする作品である。嘘は真実の裏返しであり、嘘から真実がわかることもある。また北朝鮮という閉ざされた国の中で必死に生きる人々の姿を見せてくれる貴重な映像資料であり、同時にそこに住む人々の紛れもない人間としての素顔に対する共感や理解を呼び起こす作品でもある。

北朝鮮の要請で、ロシア政府はビタリー・マンスキー監督への非難の声明と上映禁止を発表した。しかし、韓国、アメリカ、ドイツ、イタリアなど20都市以上で上映され、2017年には日本でも公開された。

製作：2015年、チェコ・ロシア・ドイツ・ラトビア・北朝鮮合作、110分

監督・脚本：ビタリー・マンスキー、製作：ナタリア・マンスカヤ、配給：ハーク

QRコードを読み取って頂きますと、この映画の予告編をご覧になれます➡





●昭和の頃、スポンのファスナーのことを「社会の窓」と呼んでいました。これは NHK のラジオ番組『インフォメーションアワー・社会の窓』（1948 年放送）に由来しています。社会の内情や隠れた裏側を暴き出すという内容で、ここから社会の窓＝大事なものを隠している場所＝と連想され、（男性の）スポンのファスナー部分＝「社会の窓」となったそうです。年配の人から「社会の窓開いてるよ」と言われたら、それはスポンのファスナーが開いていることを意味します。 (<https://twitfukuoka.com/?p=75674> より)

やってしまいました、猛反省…

日頃エラそうにお小言を垂れている『しゃかいのまど』筆者ですが、先日ルッキズム（外見至上主義）をやらかしました。

某所でスピーチをした際に、
「今日は〇〇さんのネクタイ姿を初めて見ました。
よくお似合いです」

と。まあそこまではセーフだったかも知れませんが、
その後に続けて発した台詞が、

「〇〇さんのオトコマエが一層上がりました」

はい、その通り。男前というのは容姿・容貌に関する言及ですね。たとえ褒めているつもりでも、こういう表現は慎まなければなりません。

Why? 女性については比較的わかりやすいです。往年のスターだった女性俳優さんを見て、「この人も老けたな」とか、「若い頃はきれいやったのにな…」とかは、少なくとも労働組合では無神経で好ましくない発言でしょう。容姿・容貌・体型に関することは、バーチャルでもリアル（たとえ本人がニコニコ笑って聴いていたとしても）言わないでおくのがジェンダー コンシャスな態度です。

そうです、男性に対する同性から、同性以外からのルッキズムにも、傷つく男性は存在するのです。



男性から女性に関して発せられる言葉には、コンシャスを自負していたつもりなのですが…。猛反省、大反省です。まだまだ修行が足りません。

「え、何でアカンの？」

というお方は、今さらですが『失敗しないためのジェンダー表現ガイドブック』（小学館）を！

ジャニーズの問題にもつながること

まだまだいろいろ出てくるジャニーズ事務所の問題も、男同士のことは武士の情けで見ないふりとか、男性ならそれほど被害感情を引きずらないはずだとか、そういった周囲の無理解とオトナの対応（何のこっちゃ？）によって、また加害者であった故人の絶大な影響力にソソクして、未成年が多かった被害者は救済されず、ケアされず、長年放置されてきました。

もはや「ジャニーズ系」というのは褒め言葉ではなくなりました。TVにその事務所に所属する（した）タレントや俳優の姿を見ると、この人も被害者だったのか、あるいは加害をする側にいたのか、下衆な好奇心を抑え込むのにも努力が要ります。翻って、労働相談を受ける際に女性以外の被害を軽視していないか？と、オトコマエ発言を機に自らに問うこととなりました。さらにLGBTQ+となると、いつまで経っても不勉強で恥じ入るばかりです。

大阪労働学校・アソシエ オンライン「労働講座」第2回目
「労働組合とは何か」(岩波新書、2021年)をテキストに
講師は著者の木下武男さん

日 時 2023年10月14日(土) 午後2時~4時

場 所 管理職ユニオン・関西事務所

9月9日(土) 午後2時~4時過ぎまで大阪労働学校・アソシエのオンライン「労働講座」が持たれました。「労働組合とは何か」(岩波新書、2021年)の著者である木下武男さんの講義が1時間30分、質疑も行われました。管理職ユニオン・関西では、オンライン講演の技術的設定を若手のS弁護士に事務所きてもらって協力いただきました。組合員の参加は6名でした。

1回目の講義は、「労働組合運動の歴史」として、ギルトと初期労働組合、クラフト・ユニオン、イクラフト・ユニオン、イギリスとアメリカの労働運動史でした。2回目は、労働組合の機能と日本の労働運動史、日本の労働運動の展望です。